様式第３号（その１）　　（用紙　日本工業規格Ａ４縦型）

物品売買・保守点検整備業務委託契約書

　物品の売買について地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の要領）

第１条　この契約の要領は、次のとおりとする。

　 (１) 目的

　　　　　次の医療機器等(以下｢当該器械｣という。)に表示のものを乙は売渡し、甲はこれを買い受ける。また甲は、当該器械が常に適正な機能を発揮できるよう、当該器械の点検作業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（２）　品名、規格及び数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品　　　　　名 | 種類、形状、規格等 | 数　量 |
| 重症部門患者情報システム  ハードウエア | 別紙仕様書のとおり | １式 |

（３）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　￥　　　　　 円

（うち消費税及び地方消費税額￥　　　　　円）

(４)　 委託業務の費用(以下委託料という) 　　　　　 　　　　　 ￥ 円

（うち消費税及び地方消費税額￥ 円）

（５） 　　　平成30年3月30日

（６） 　　　静岡県立こども病院

(７) 委 託 期 間 自　平成31年４月１日　　至　平成35年３月31日

（８）　　　　免除

(委託料)

第２条　前条の第４号の委託料は、10回に分割して支払うものとし、金　　　　　円

　　(うち消費税及び地方消費税の額　　　　　円)を支払うものとする。

２　前項に定める分割して支払う委託料の金額及び支払い時期は別表のとおりとする。

（納入期限の延長）

第３条　乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限までに

納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって、納入期限延長

の申出をすることができる。

２　前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（納入の通知）

第４条　乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。

（検査及び引渡しの時期）

第５条　甲は、乙から物品の納入をした旨の通知を受けた日から14日以内に検査を行うも　のとする。

２　乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

３　乙は、第１項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替えなければならない。前条及び第１項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。

４　検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負担とする。

５　乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。

（危険負担）

第６条　前条第５項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担と

する。

（担保負担）

第７条　乙は、納入物品の引渡しから平成31年３月31日までの間に甲の正常な管理のもと

に生じた故障又は発見された隠れたかしについて、無償修理又は取替え納入の責任を負

うものとする。

（代金の支払時期）

第８条　甲は、第５条第５項の引渡しを受けた後、売買代金を甲が乙から適法な支払請求

書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

２　甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づく、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（納入遅延に対する違約金）

第９条　乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、甲に対して違約金を支払うものとする。

２　前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し、１日につき1,000分の１を乗じて得た額とする。

３　甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することができる。

（委託業務の内容）

第10条　乙は、別紙「保守点検業務委託仕様書」に基づき点検整備業務を行うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条　乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することが

できない。ただし、あらかじめ地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第12条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

２　甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　（１） 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

（２） 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

（３） 乙が法令又はこの契約に違反したとき。

３　甲又は乙が、正当な理由により、１月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除できる。

（暴力団排除）

第13条　甲は、乙が次のアからキに該当した場合は、この契約を解除できる。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者

をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料

の購入契約その他の契約を締結している者

（損害賠償責任）

第14条　乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

（１） 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

（２）　第12条第２項、第３項及び前条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

２　乙は、第12条第２項、第３項及び前条の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（処理状況の報告等）

第15条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

（委託業務の実績報告）

第16条 乙は、点検整備業務を実施したときは、甲に対し、その結果を口頭で報告するとともに、点検報告書を作成し、甲の承認を受けなければならない。

（解除後の委託業務実績報告書の提出）

第17条 甲及び乙が、第12条又は第13条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、解除後５日以内に、仕様書に定める点検報告書に必要な書類を添付して、甲に提出しなければならない。

（委託料の処理）

第18条 甲及び乙が、第12条又は第13条の規定によりこの契約を解除した場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算する。

（秘密の保持）

第19条 乙及びその従業員は、業務上で知り得た甲に関する情報を第三者に漏らしてはならない。また、乙及びその従業員は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（合意管轄）

第20条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（緊急対応）

第21条 乙は、地震・火災・水害等の災害時に甲から業務依頼を受けた場合は、優先的に対応するものとする。

（費用の負担）

第22条　この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（定めのない事項の処理）

第23条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

　　上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自

その１通を所持する。

　　　　　　平成29年　月　日

甲　静岡市葵区漆山860番地

地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こども病院

院長　坂本　喜三郎　　印

乙